

松山中央公園野球場内売店出店候補者選定 募集要項

松山中央公園野球場（坊っちゃんスタジアム）内の売店出店業者（候補者）を募集しますので、応募される方は次の要領により、申請書及び添付書類を提出してください。

1. 店舗面積（2階部分——計3店舗）

店舗①	外野店舗（36㎡）
店舗②	1塁側店舗（87㎡）
店舗③	3塁側店舗（87㎡）

※店舗場所は、評価点の上位事業者から優先的に選択し、決定する。ただし、評価点が同点の場合は、同点業者による抽選とする。

※ 流し台は備え付けあり。電気容量 AC100/200V 20KW

※ 火気（プロパン類）の使用は出来ない。

2. 応募資格（申請日において下記の全てを満たすもの）

- (1) 市内に本店・支店・営業所又は店舗があり、飲食店・飲食物販売店（コンビニエンスストア等可）を営業している、もしくは酒類販売業（小売）を営業している個人・法人であること。 ※ネット販売のみの事業者は認めない。
- (2) 市内において3年以上、現在においても引き続き営業しているもの。
- (3) 野球場内店舗において、パン類、弁当類、スナック菓子類、ビール等が提供できること。
※球場内では、ビン・カンを持ち込み禁止のため、ビン・カンでの販売は禁止とする。
- (4) 法令等により許可等を必要とする営業については、当該許可等を受けていること。
- (5) 飲食店及び飲食物販売の出店者については、過去3年間において、食品衛生関係法令等による行政処分を受けたことがない者。また、これらの法令を遵守する管理体制を敷くことができる者。
- (6) 消費税及び地方消費税、法人税（個人の場合は所得税）及び松山市税、使用料等を完納していること。
- (7) 過去において野球場内売店の出店許可の取消し等処分を受けていないこと。
- (8) 個人事業者は所得税法229条に基づき、納税地を所轄する税務署長に個人事業の開業届出を行っており、また、その申請者が当売店候補者の申請者となること。
- (9) 別添「松山中央公園野球場内売店運営要領（以下「運営要領」という）」を遵守できること。
- (10) 次に掲げる者でないこと。
 - ①暴力団員（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）
 - ②法人又は個人で、その役員等のうちに暴力団員のある者又は暴力団員がその経営に実質的に関与している者。
 - ③自己、自社もしくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）を利用している者。
 - ④暴力団又は暴力団員に対して資金等を提供し、又は便宜を供与するなど直接的又は積極的に暴力団の維持運営に協力し、もしくは関与している者。
 - ⑤暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有している者。
 - ⑥暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれを利用している者。
 - ⑦①から⑥までに掲げる者のほか、市長が指定する者。

- ⑧①から⑦までに掲げる者を従事者等として使用している者。
- ⑨その他市長が不相当と認める者。
- (11) 次のいずれかに該当する場合は失格とします。
 - ①提出書類に虚偽の記載等があった場合。
 - ②募集要項に違反した場合。
 - ③公正を欠いた行為があったとして審議会に認められた場合。
 - ④提出書類に不備，錯誤があり，再提出を指示したにもかかわらず，期限内に提出されなかった場合。
 - ⑤その他，不正行為があった場合。

3. 許可期間・条件等

- (1) 許可期間は1年間とする。(令和6(2024)年4月1日～令和7(2025)年3月31日)
(以降は，使用許可上の違反等がなく，良好な運営状況であると認められる場合には，所定の手続を経た上で，当初の許可年度を含めて5箇年を限度として，1年ごとの更新を認める。ただし，最終年度の許可期間は，備品等の入替えのため，当該年度の3月10日までとする。※プロ野球オープン戦の開催等がある場合にはこの限りではない。)
※更新手続方法は運営要領に記載。
- (2) 候補者は出店の権利を第三者に譲渡・転貸，または管理運営を委託してはならない。
- (3) 候補者決定後に応募資格を欠いた場合，失格事項に該当した場合や運営要領に違反した場合は許可を取消，もしくは更新を行わない。その場合の退去費用及び備品等の減価償却費は候補者負担とする。
- (4) 売子による場内販売は大会主催者が別に申請し，指定管理者の許可を受けて販売するため，大会主催者の許可なしに場内販売は行わないこと。

4. 経費負担について

- ①施設使用料は松山中央公園体育施設条例に基づき積算する。
- ②電気・水道使用料は候補者負担とする。
- ③備品類(設置・撤去を含む)は候補者負担とする。
- ④プロ野球等の興行時に係るゴミ処理経費は候補者と主催者で共同負担とする。
- ⑤退去時の清掃費用は候補者負担とする。

5. 選定方法

- (1) 書類審査及びプレゼンテーション(個別面談)の実施(公募型プロポーザル方式)
- (2) 選考は評価基準に基づき，提出書類，プレゼンテーション及びヒアリングの審査により行う。
- (3) 選考の結果，評価点の合計点が高い者から，3者及び補欠1者を選考する。
補欠については，必ずしも必要でない。
- (4) 評価点が同点の場合は，同点業者による抽選により決定する。
- (5) 募集申込者が3者以下の場合も，書類審査及びプレゼンテーションを実施するが，その選考委員会で定める最低水準(4割)に満たないときは選定しない。
※下記 7. 評価基準参照
- (6) 不足業者分については，後日再募集を行う。
※第一次審査において，提出書類の不備及び応募資格を満たしていない場合は，第二次

審査を受けることができない。その場合はその旨の通知もしくは電話等にて連絡する。
再募集の実施後も不足が発生する場合には、再度募集は行わない。

6. 候補者選定数

候補者 3者 及び 補欠者 1者

※補欠者は、有効期間の途中で欠員が出た場合で、補欠者が出店を希望した上で資格要件等を満たす場合に翌年度から許可する。補欠者については、必ずしも必要ではない。

7. 評価基準

①会社の経営状況、実績等（健全な運営が期待できるか）

②サービスの考え方

- ・売店運営に関する基本的な考え方
- ・売店利用者ニーズ（消費者動向等）への対応
- ・商品の価格設定についての考え方
- ・接客、クレーム対応の考え方

③利用促進の考え方

- ・魅力ある店舗運営への考え方
- ・利用促進のための新しい企画及び提案（アイデア）について

④衛生管理体制と管理方法に対する考え方

- ・現在の衛生管理に伴う取組みについて
- ・スタッフの衛生管理意識について

⑤その他

- ・過去における販売実績やセールスポイント
- ・プレゼンテーションによる評価など

※各評価グループのいずれかにおいて、各選考委員の評価点の平均が最低水準点（4割）未満の事業者は失格とする。

8. 選考委員会

5名の委員で構成

（ただし、委員会が必要と認める場合は学識経験者等の意見を求めることができる。）

9. 提出書類（提出書類にかかる費用は申請者負担とする）

- ① 松山中央公園野球場内売店出店候補者申請書【様式1】----- 1部
- ② 登記簿謄本又は住民票（申請日の前3ヶ月以内のもの）----- 8部
※法人の場合は登記簿謄本（現在全部事項証明書）
※個人の場合は住民票の写し
※1部は原本，7部は写し
- ③ 現在営業している店舗における有効期限内の「食品衛生法に基づく営業許可証（松山市保健所発行）」の写し，もしくは「酒税法に基づく酒類小売業免許証（所轄税務署発行）」の写し----- 8部
※1部は原本，7部は写し
- ④ 売店誓約書【様式2】----- 8部
※1部は原本，7部は写し
- ⑤ 販売品目計画書【様式3】----- 8部

- ⑥ 売店従事者名簿【様式4】----- 8部
- ⑦ 提案書類【様式5-1～5-5】----- 8部
- ⑧ 暴力団等関与のない旨の誓約書兼承諾書【様式6】----- 8部
※1部は原本，7部は写し
- ⑨ 財務諸表類----- 8部
※法人の場合は直前3年度分の財務書類（貸借対照表，損益計算書，及び該当があればキャッシュフロー計算書，株主資本等変動計算書）。内訳書及び明細書は不要
※所得税の非課税事業者は市県民税の申告書の写し
※個人の場合は直前3年分の受付印が押印された確定申告書類（所得税確定申告書及び収支計算書等計算書（青色申告書の場合は，貸借対照表（資産負債調）を含む）の写し
※当売店候補者の申請者と確定申告者の申請者は同一者であること。
- ⑩ 消費税及び地方消費税，法人税（個人の場合は所得税）の納税証明書
（申請日の前3ヶ月以内のもの）----- 8部
※現在の所在地（納税地）を所管する税務署が発行する納税証明書。詳細は国税庁ホームページ（申告・納税手続）を確認すること。
※法人の場合は「その3の3（法人税・消費税及び地方消費税）」
※個人の場合は「その3の2（申告所得税及び復興特別所得税と消費税及び地方消費税）」
※1部は原本，7部は写し
- ⑪ 完納証明書（市県民税）（申請日の前3ヶ月以内のもの）----- 8部
※申請手続きについては，松山市ホームページを確認すること。
松山市ホームページ⇒くらしの情報⇒申請書ダウンロード⇒市民手続き⇒税金⇒税証明関係申請書
※1部は原本，7部は写し
- ⑫ 現在の営業店舗内容等を記載した書面【様式7】----- 8部
- ⑬ 現在，営業している店舗の写真及び位置図【様式8-1，8-2】----- 8部
※店舗が複数ある場合は，そのうちの主要な店舗

10. 提出期日等

- (1) 募集要項及び申請書類等の配布
- ① 配布場所：松山市二番町四丁目7-2（本館5階）
松山市坂の上の雲まちづくり部 スポーツシティ推進課
（松山市ホームページ上でもダウンロード可）
- ② 配布期間：令和6（2024）年2月1日（木）から令和6（2024）年2月14日（水）まで
- (2) 提出書類受付期間
令和6（2024）年2月5日（月）から令和6（2024）年2月16日（金）まで
- (3) 提出書類受付時間
受付時間：午前8時30分から午後5時00分まで（閉庁日を除く。）
- (4) 提出書類提出方法
持参のみ
- (5) 申請書提出先
松山市二番町四丁目7-2（本館5階）
松山市坂の上の雲まちづくり部 スポーツシティ推進課
TEL 089-948-6598

11. 質問の受付期間、方法及び回答

(1) 受付期間

令和6（2024）年2月1日（木）から令和6（2024）年2月14日（水）午後5時00分まで

(2) 受付方法

- ①質問事項を記載した質問書（別紙3）を電子メール又はFAXで提出すること。
- ②電子メールによる場合は、メールのタイトルを「松山中央公園野球場内売店について（業者名）」とし、送信したことを電話連絡すること。
- ③受け付ける質問は募集要項及び運営要領に関すること、提案書類等の記入方法、提出書類等、募集申込に必要と判断される質問のみとする。
（応募資格や条件等の変更要望については一切受け付けない。）

※電話及び口頭での受付は行わない。電子メール・FAXのみの受付とする。

(3) 提出先

松山市坂の上の雲まちづくり部 スポーツシティ推進課

電子メールアドレス sports@city.matsuyama.ehime.jp

FAX 089-934-1287

(4) 回答

受け付けた質問への回答は随時松山市ホームページで公開する。

12. 書類審査及びプレゼンテーション等の実施日程について

(1) 書類審査：令和6（2024）年2月19日（月）以降

(2) プレゼンテーション（個別面談）：令和6（2024）年3月上旬

※（2）の日程は各応募者に連絡する。

13. 選定予定日及び選定結果通知方法等

選定予定日は、令和6（2024）年3月上旬とし、申込業者全員に文書で結果を通知する。

14. 候補者決定後の申請等

最終候補者は、「松山中央公園体育施設飲食物販売施設占用許可申請書」（別紙1）及び誓約書（別紙2）を提出すること。なお、最終候補者は速やかに保健所において食品衛生法に基づく営業許可証を取得し、その写しを指定管理者に提出すること。その他、営業に関して法令等により新たに必要な許可（酒類小売業免許証など）を受けた場合は、当該許可証の写しを提出すること。

※届出費用等は候補者負担とする。

15. 失格事項

申込者が次のいずれかに該当する場合は、失格とする。

- (1) 選考委員、市職員等の関係者に対し、この企画提案（プロポーザル）に対する援助、その他選定にあたり自己に有利となるような行為を直接又は間接的に求めた場合。
- (2) 提出期限の後に書類の提出があった場合。

- (3) 提出書類に虚偽の記載があった場合。
- (4) 申請以降、候補者決定までの間に応募資格を欠く事態が生じた場合。
- (5) 公正を欠いた行為があったと選考委員会が認定した場合。
- (6) 選考委員、市職員等の関係者に対し、暴力、暴言、脅迫等の発言を行った場合。
- (7) その他この募集要項に違反したと選考委員会が認定した場合。

16. その他

- (1) 提出書類に必要な経費は、申込者の負担とする。
- (2) 提出された書類、資料等は松山市保存用1部を除き、全選考委員から回収し適正に破棄する。ただし、申込者からの希望があれば、(保存用1部を除く)返却する。
- (3) 提出された書類等は非公開とする。ただし、選定後に第三者から松山市情報公開条例に基づく申請があったときは、選定業者提出分に限り、当該選定業者の意見を聴いた上で、公開することがある。
- (4) 提出された書類等は、業者選定に伴う作業に必要な範囲において、複製を作成することがある。
- (5) 提出された書類等は、松山市個人情報保護条例の規定に従って、個人情報の取扱いには十分留意し、当売店候補者選考を目的とする業務以外には使用しません。
- (6) 15. 失格事項(1)、(3)、(6)、(7)に該当した者(法人の場合は、代表者及び責任者等関係者も含む)は、次回の松山中央公園野球場内売店の出店及び応募を禁ずる。

【担当・問い合わせ先】

〒790-8571 松山市二番町4丁目7-2

松山市坂の上の雲まちづくり部 スポーツイングシティ推進課

担当 大野・鈴木・内原 TEL089-948-6598 FAX089-934-1287

E-mail sports@city.matsuyama.ehime.jp